

# 第2回 高知県 県・市町村 国民健康保険事業運営検討協議会

平成28年8月17日  
高知県健康政策部  
国保指導課

# 国民健康保険制度改革と平成30年度に向けた取組について

## 国保制度改革の概要

### 【国民健康保険の安定化】

#### 1. 公費拡充等による財政基盤の強化

○国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化(27年度から約1,700億円、29年度以降は毎年約3,400億円※)

※財政安定化基金造成分含む。

#### 2. 運営のあり方の見直し（保険者機能の強化）

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

### 1. 公費拡充等による財政基盤の強化

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

#### <平成27年度から実施>

○ 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

#### <平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

○財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）（700～800億円）

自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）

○保険者努力支援制度・・・医療費の適正化に向けた取組等、努力を行う自治体に対する支援（700～800億円）

○財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設 総額2,000億円、高額医療費への対応等 数十億円）等

・財政安定化基金は、平成27年度から29年度までに造成（平成27年度200億円、平成28年度400億円）

・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

## 改革後の国保運営における役割

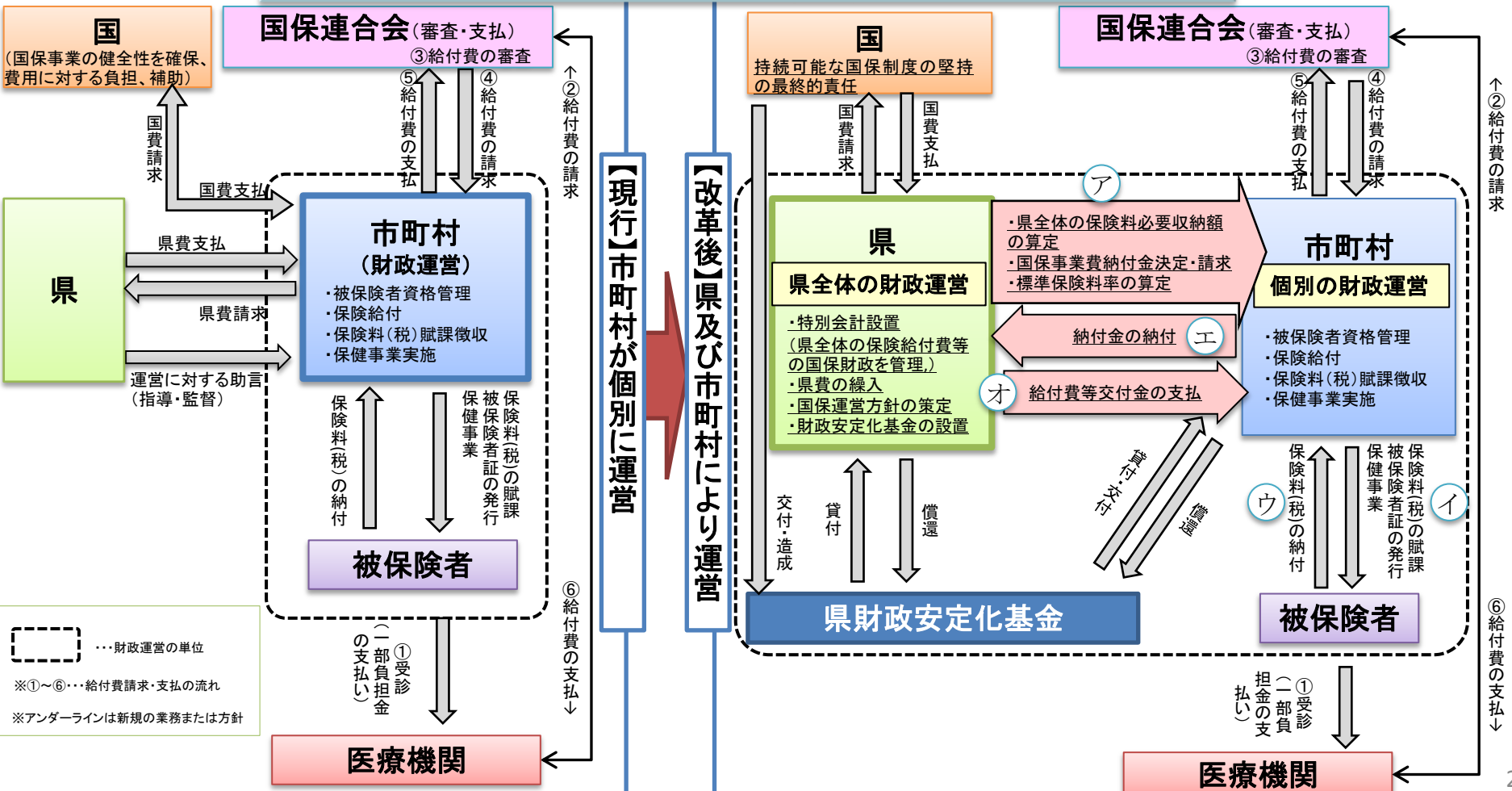
<県>

- 財政運営の責任主体となり、市町村の保険給付に必要な費用を、全額、市町村に支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政を管理
- 保険給付費等交付金を賄うため県全体の医療給付費等の見込を立て、各市町村の医療費水準や所得水準の調整を行い、市町村の国保事業費納付金を決定
- 統一的な国保の運営方針の策定や市町村が参考とするための標準保険料率を算定・公表 等

<市町村>

- 県が配分した納付金を納めるために、県が示す市町村ごとの標準保険料率を参考として、各市町村において保険料(税)率を定め保険料(税)を賦課・徴収
- 地域住民と身近な関係のもと、資格管理や保険給付、保健事業等の実施 等

## 国保制度改革後の運営全体イメージ



# ＜平成30年度に向け必要となる主な業務等と対応方法＞

制度の安定化等を目的に、平成30年度から県が市町村とともに国保の運営を担うことから、円滑な国保運営ができるよう、県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会において協議、検討を行ないながら、市町村等と緊密に連携を持ち取り組んでいく。

## 主な業務と検討項目

### 1 国民健康保険運営方針の策定

- ①国保の医療に要する費用及び財政見直し
  - 医療費の動向と将来の見直し
  - 財政収支の改善に係る基本的な考え方
  - 赤字解消・削減の取組、目標年次等
- ②市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
  - 標準的な保険料算定方式(2、3、4方式)
  - 標準的な収納率の設定
- ③市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
  - 収納率向上対策の取組 等
- ④市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
  - 県による保険給付の点検、事後調整に関する支援
  - 療養費の支給の適正化に関する取組
  - レセプト点検の充実強化に対する支援 等
- ⑤医療費の適正化に関する事項
  - 医療費適正化対策の充実強化、効果的・効率的保健事業の実施
  - 県医療費適正化計画との関係
- ⑥市町村が担う事務の広域化、効率化の推進に関する事項
  - 市町村事務の共同実施、職員研修など事務の効率化等の取組
- ⑦保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
  - 地域包括ケアシステムの構築の取組の重要性に留意した、保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携に関する取組
- ⑧施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

### 2 国民健康保険財政の運営

- ①国民健康保険特別会計の設置
- ②市町村間の医療費・所得水準を調整した国民健康保険事業費納付金の決定
- ③国民健康保険 保険給付費等交付金の算定
- ④各市町村の標準保険料率の算定
- ⑤財政安定化基金の設置・管理

### 3 国民健康保険事業運営協議会の設置・運営

## 高知県 県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会

- 【目的】 国保運営方針や国保事業費納付金等に関する協議・意見交換を行うため
- 【設置日】 平成27年8月24日
- 【構成員】 高知市長、安芸市長、南国市長、須崎市長、四万十市長、東洋町長、土佐町長、佐川町長、大月町長、国保連合会常務理事、高知県健康政策部長(計11名)

### 幹事会

- 【役割】 作業部会で検討した事項の取りまとめ
- 【構成員】 協議会構成市町の国保主管課長、国保連合会事務局長、県国保指導課長(計11名)

### 作業部会

- 【構成員】 県内4ブロックごとに代表2名(市1、町村1)、高知市1名、国保連合会1～2名、県国保指導課※各部会共通

#### 財政・保険料(税)

- ・国保事業費納付金、国保給付費等交付金、財政安定化基金、標準保険料率等、保険料(税)減免基準等に関すること

#### 給付・保健事業

- ・医療費適正化・保健事業、各種療養費等審査基準、事務作業の共同化等に関すること

#### 資格

- ・市町村システム、各種届出様式の統一、資格者証・短期証の発行基準等に関すること

平成27年度

平成29年度

### 協議結果

国保運営方針策定

納付金配分方法等決定

審議

## 高知県国民健康保険事業運営協議会 (改正国保法第11条第1項)

- 【目的】 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他重要事項について審議
- 【設置時期】平成29年度予定
- 【委員構成】被保険者、保険医、被用者保険、公益代表

あわせて県・市町村等で事務的な準備

平成30年度新制度スタート

# 平成30年度までの作業スケジュール(予定)

月	平成27年		平成28年度		平成29年度	
	国保事業見直しの計画(県・市町村)	その他国・県の動き	国保事業見直しの計画(県・市町村)	その他国・県の動き	国保事業見直しの計画(県・市町村)	その他国・県の動き
4月	(上旬) (中旬) (下旬)					
5月	(上旬) (中旬) (下旬)					
6月	(上旬) (中旬) (下旬)					
7月	(上旬) (中旬) (下旬)					
8月	(上旬) (中旬) (下旬)					
9月	(上旬) (中旬) (下旬)					
10月	(上旬) (中旬) (下旬)					
11月	(上旬) (中旬) (下旬)					
12月	(上旬) (中旬) (下旬)					
1月	(上旬) (中旬) (下旬)					
2月	(上旬) (中旬) (下旬)					
3月	(上旬) (中旬) (下旬)					

※1 協議会・幹事会・各作業部会の開催回数や日程等は、国の動向や必要性により変更があります。